

令和6年度茨城県風水害対応図上訓練の実施について

大規模な水災害発生時における県災害対策本部事務局の災害対処能力の向上を目的とする風水害対応図上訓練を、自衛隊、気象台、警察やいばらき消防指令センターなどの関係機関と連携し、さらに県庁各部局（保健医療部、福祉部、土木部、企業局）の防災訓練と合同実施いたしますので、取材方よろしく願いいたします。

※土木部、企業局については、現地における実動訓練も実施いたしますので、取材方よろしく願いいたします。

記

1 日 時

令和6年5月27日（月）午前8時30分から午前11時00分まで

2 場 所

県庁6階災害対策室

3 訓練参加者・参加機関

茨城県災害対策本部事務局員、陸上自衛隊施設学校、水戸地方気象台、茨城県警察本部、いばらき消防指令センター（茨城西南広域消防本部と連携）、訓練評価班（水戸市、古河市、五霞町職員）

計 約120名

4 訓練想定・内容

台風の接近に伴った活発化した前線の影響により、線状降水帯が発生して局地的な大雨をもたらしている。各河川とも上流域では避難判断水位に到達し、この後も急激に水位が上昇することが予想され、氾濫の危険が高まっているという想定。

事前にシナリオを提示しないブラインド方式により状況を付与し、事務局としての災害発生直後の被災情報の収集や応急対策の検討などを図上訓練として実施する。

※10:02～10:12頃、いばらき消防指令センターによる119番映像通報システムを用いた映像転送

5 各部局との連携内容

(1) 保健医療部（図上訓練）

DMA T（災害派遣医療チーム）派遣要請の調整等

(2) 福祉部（図上訓練）

DWA T（災害派遣福祉チーム）派遣要請の調整

DPAT（災害派遣精神医療チーム）派遣要請の調整

(3) 土木部（実動訓練（別紙1））

被災箇所の情報提供や報告

(4) 企業局（実動訓練（別紙2））

被災箇所の情報提供や報告

【本件に関するお問い合わせ】

- 1 県災害対策本部事務局訓練に関すること
防災・危機管理課 防災グループ 小林 029-301-2885
- 2 保健医療部防災訓練に関すること
保健政策課 管理グループ 藤田 029-301-6203
- 3 福祉部防災訓練に関すること
 - (1) D W A T (災害派遣福祉チーム)に関すること
福祉政策課 地域福祉グループ 田上 029-301-3157
 - (2) D P A T (災害派遣精神医療チーム)に関すること
障害福祉課 精神保健グループ 小林 029-301-3368
- 4 土木部防災訓練に関すること
検査指導課 技術指導グループ 林 029-301-4375
- 5 企業局防災訓練に関すること
企画経営室 室長補佐(総括) 森 029-301-4938

風水害対応訓練 土木部防災訓練の概要について

土木部では、各出先機関と連携し豪雨災害発生を想定した実動訓練を全所属対象（本庁13課、出先16事務所）で実施します。今年度は、昨年6月や9月の大雨を踏まえ、**出水期前の5月**に訓練を前倒し実施することといたしました。

訓練は、職員安否確認、被災状況等の情報収集、災害対応指示など、土木部の災害対策室を設置し、全所属において**災害時の役割確認**や**課題の抽出**を行うほか、各出先機関においては電源喪失時の対応確認（非常用発電機の操作等）も実施する予定です。

また、各出先機関に配備済みの**ドローンを職員自ら操作**し、現地から、各インフラ施設復旧の陣頭指揮を行う土木部災害対策室へ**リアルタイムで映像共有**を行う予定です。

昨年度に引き続き、災害協定を締結している**建設業協会にパトロール**を依頼するとともに、被災箇所等については**シナリオ非提示型**（ブラインド方式）で行うことで、実際の災害時と同様の状況下で被害情報の収集を行うこととしております。

さらに、災害協定を締結している茨城県緊急作業用自動車協会と（一社）日本自動車連盟茨城支部に協力をいただき、通行に支障となっている**車両の啓開作業**（レッカー車による放置車両の移動）の実施や、**災害協定団体34団体**の担当者との**情報伝達確認**を行い、各団体との災害時の役割分担を確認することとしております。

■ 1. ドローンを活用した災害映像の共有

1. 場所：12事務所で開催、うち1事務所は部災害対策室と映像共有（当日発表）
2. 時間：14:30～（予定）



現地でドローンによる情報発信

リアルタイムで
情報共有



部災害対策室で現地状況を把握

■ 2. 協定締結団体と連携した道路啓開作業の実施

1. 場所：竜ヶ崎工事事務所、常総工事事務所
2. 時間：13:30～14:30（予定）

【参考情報（道路啓開作業）】

平成26年11月の災害対策基本法の改正に伴い、大規模地震や大雪等の災害発生時において、緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令し、運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両等を移動することが可能となった。

（道路法第76条の6）



道路啓開作業

（1. 2. について、現場での写真は当日提供させていただきます。）

令和 6 年度 企業局防災訓練の取材について

企業局では令和 6 年 5 月 27 日（月）に、風水害を想定した防災訓練を実施します。防災訓練の取材は、以下の時間、場所にお越しくください。

なお、企業局災害対策本部会議は、現地の写真等を大型スクリーンで確認する形で実施する予定です。

時間	場所	住所等	内容
11:00	局長室	県庁 21 階南側	企業局災害対策本部会議

1 訓練日時

令和 6 年 5 月 27 日（月） 8:30～11:30

2 訓練内容

風水害時に各所属が担うべき業務や役割分担を明確にし、初動対応体制や連絡方法等を確認するとともに、停電対応、応急給水、取水口のゴミ除去等について、実働訓練を実施する。

3 訓練概要（時系列）

訓練時間	想定時間	内容	実働訓練内容
8:30	<u>5/27</u> 8:30	訓練開始	
8:30～	8:30～	各課（班）活動	・自家発電働、油流出対応
9:30	9:30	局災害対策本部会議（第 1 回）	
9:30～	<u>5/28</u> 8:30	各課（班）活動	・給水タンク訓練 ・取水口ゴミ除去
11:00	11:00	局災害対策本部会議（第 2 回）	

4 実働訓練内容

訓練項目	内容	実施所属
停電対応	自家発電機の試運転	関城浄水場、水海道浄水場、那珂川浄水場
応援給水	給水タンクへの給水	霞ヶ浦浄水場、鹿島浄水場
取水口のゴミ除去	取水口の状況確認、ゴミ除去	利根川浄水場、水海道浄水場、水戸浄水場、那珂川浄水場
油流出対応	取水口の状況及び採水の状況	酒沼川浄水場

5 訓練参加者

- (1) 企業局全職員（本局及び出先機関）
- (2) 開発公社職員（本社及び浄水場等）
- (3) 関東経済産業局、県水政課
- (4) 災害時協力員（企業局OB）